

平成22年 第4回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

4番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

おはようございます。4番、辻本です。

まず、一般質問に入る前に、町民の長年の悲願でありました芦屋橋が開通したことに対して、町長始め関係者の方々のご努力に敬意を表しますとともに、開通式典の日に開催いたしました祭り芦屋に多くの町民の方が参加され、盛会裏に終了することができましたことを、主催者の一人として、この場をかりまして御礼申し上げます。

それでは、質問に移ります。

件名1、観光施策についてであります。

本町の観光施策は、総合振興計画や観光まちづくりビジョンに基づき、芦屋釜の里を始め、自然と歴史を生かし、町外からの入り込み客数による活性化を図ろうとしております。そこで、第1点目は、観光施策への取り組み状況と課題について、2点目に、芦屋港湾地区を中心とした海岸線の整備・充実化を図ることが観光立町芦屋に重要だと考えますが、この地域の活用についての考えがあるのかどうかをお尋ねします。

件名2、公共工事に係る各種制度の見直しについてお尋ねします。

これは、厳しい経営環境にある地元業者育成の観点から、第1点目は、総合評価落札制度方式を導入する自治体がふえておりますが、本町においても導入の考えがあるのかないのかお尋ねします。

第2点目は、入札から完工までの各手続における最低制限価格及び契約保証金制度、前渡金制度等の見直しについてお尋ねし、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、観光施策につきまして、要旨1、観光施策への取り組み状況と課題についてというご質問に対してお答えいたします。

観光施策の取り組みとしては、ハード事業としてレジャープールアクアシアンやマリントラスあしやの改修事業を始め海浜公園、魚見公園などの整備、観光看板の設置、長年の懸案であった洞山崩落防止工事など、来訪者が快適に利用できるように整備を行っております。また、狩尾岬には直方北九州自転車道中継基地が県事業で整備されております。あわせて、山鹿側護岸の遠賀

川河口水辺整備事業や祇園崎の魚道改良公園化事業が国の事業として現在進められております。

ソフト事業としては、花火大会の再開や、芦屋町観光協会による精霊流し、レンタサイクル、海水浴場開設事業及び民間活力で実施されました芦屋夜市、祭り芦屋、サンドアートインアクアシアンなど観光イベントへの支援活動を行っております。これらハード事業やソフト事業により観光客の誘致や地域の活性化に取り組んでいるところであります。

広域的な観光施策としては、福岡県観光連盟や北九州地区観光協議会及び玄海地区観光連絡協議会との連携を図り、県内外の各種イベントへ参加し、釜の里などの芦屋の魅力を発信するとともに、共同で観光ルートマップ作成など、県内外から多くの方が芦屋町に訪れていただけるようPR活動を行っております。

芦屋町は観光資源として、自然や歴史文化が豊富であり、これら観光資源を有効に活用して、もう一度行ってみたいと思わせる魅力ある地域づくりが観光施策の本質だと思っております。

しかし、観光政策を進める上で幾つかの課題も挙げられます。芦屋町の観光は夏季に特化した施設イベントが主で、オールシーズンの観光が少ないこと、神社・仏閣、自然、景観地など点在した観光資源を線で結ぶなど多様な観光ルートが設定されていなく、観光資源の有効活用が図られていないこと。またイベントなどを開催してもにぎわいがイベント会場で終わってしまい、商店など地域経済への波及効果に直接結びついていないような課題が挙げられます。

次に、要旨2点目の、芦屋港湾地区を中心とした海岸線の整備・充実化を図ることが観光立町芦屋に不可欠であると思うが、この地区の有効利用について町の考えを訪ねるとのことのご質問の中で、まず海岸線の整備・充実についてお答えいたします。

芦屋町は美しく豊かな自然に恵まれています。特に、海岸線は、ハマユウ群生地、奇岩が広がる千畳敷、洞山、そして白い砂浜へと変化に富んでおり、芦屋町の観光資源としての要所でもあります。海岸線に面した海浜公園は、指定管理者である芦屋町観光協会がいつもきれいな公園を目指し日々の維持管理を行っております。しかし、冬場の強い北風の影響で多量の砂が堆積するため、夏場のシーズン前には、快適に利用できるようにと、公園内に堆積した砂を除去しております。また、海浜公園は冬場などシーズンオフの利用者が少ないことから、今年度、観光看板を設置し、公園施設の案内を行うとともに、公園奥の芝生広場には駐車場を整備し、今まで利用者が少なかったエリアへの誘導を図り、利用客の増に努めております。なみかけ大橋を渡り終えた魚見公園周辺では、なみかけ大橋建設に伴い長年分断されていた魚見公園散策道路が22年度末で開通いたします。なみかけ大橋から国民宿舎、または梅林公園への散策が可能になります。今後、魚見公園一帯も海岸線の観光エリアとして情報発信を行い集客を図っていきたいと考えております。

洞山地区では、昨年、洞山崩落防止工事も完了いたしました。しかし、まだまだ周辺整備が十

分ではなく、漁業エリアと海洋レクリエーションエリアが混在しております。今後は荷さばき所など漁業施設が中波止へ移設した後は、洞山周辺の整備を行い、観光エリアと漁業エリアに区分し、海の駅を含めて洞山周辺を海洋レクリエーション基地としてさらなる観光資源として活用していきたいと思っております。

最後に、狩尾岬から夏井ヶ浜にかけては、一部崩落等の危険区域があるものの、狩尾岬に直方北九州自転車道中継基地が県事業で整備され、奇岩が点在する千畳敷などの散策も容易になっております。また、仮称夏井ヶ浜公園は、今年度実施設計を行い、23年度には駐車場や花壇、展望台など新たな観光スポットとして整備していくことを計画しております。

このように、海岸線一帯の環境整備を行うことにより観光立町として広く情報発信を行い、多くの観光客誘致に努めるとともに、民間企業の進出を促し地域の活性化につなげていきたいと考えております。

以上で、回答を終わります。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

観光施策要旨の2点目、芦屋港湾地区の有効活用について答弁させていただきます。

地方港湾芦屋港は、福岡県によって昭和61年に整備されております。この活用につきまして、これまで海砂の採取に伴う利用、野積み場にあつては漁礁の製造、工事資材の仮置き場などに使われ、当初期待しておりました筑豊地区などからの物流基地としての役割は十分発揮できているとは言えない状況でございます。しかしながら、広大な背後地を持つ芦屋港は、遠賀川河口にあつて海浜公園に隣接し、さらにこの圏域周辺には広大な背後人口を有することから、非常に高いポテンシャルがあると考えております。また、芦屋町の観光レクリエーションなど地域活性化のため重要な施設にもなり得るものだと考えております。

この芦屋港の転用に関しては、21年7月に国土交通省、福岡県が参加して開催された港湾所在地市町村懇談会において、町長から、芦屋港の用途見直しについて発言していただいたことを契機に、福岡県との協議の場が設定できております。その後、福岡県の港湾課、北九州県道整備事務所との実務協議を進めております。この実務協議、第1回目の福岡県との協議は、今年の8月から始まっております。これまで4回の協議を行っております。現在、福岡県は芦屋港の活用方法などを検討するため港湾の利用状況、それから周辺住民へのアンケート調査などを実施するコンサルタント委託を行っております。このコンサルタント委託結果は、本年度中に出てまいりますので、その結果などを踏まえ、芦屋港の活用について粘り強く協議を行ってまいりたいと考えております。

なお、芦屋港の用途の転用については、平成21年度から福岡県町村会の要望事項として福岡県へ正式に働きかけを行っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

では、入札制度にかかわる総合評価制度の導入についてお答えいたします。

この制度の背景及び根拠から申し上げます。近年、公共投資の減少による価格競争の激化の中、低価格の入札やくじ引きによる落札者の決定が増加するとともに、適切な技術者を持たない業者による不良工事の発生、下請や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が起きてきました。このような状況に対応するため、平成17年4月から、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法というものが施行されました。この法律の基本理念は、公共工事の品質は価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないとなっています。この基本理念を具体化するものが品確法に位置づけられた総合評価方式というものです。つまり、価格のみの競争から、価格と品質で総合的にすぐれた調達への転換を目指すものです。具体的には、技術的能力に関する事項の審査、技術提案を求める入札、技術提案についての改善の可能性、技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格の作成等が規定されています。

制度導入のメリットとしまして、一般的に5つの項目が挙げられています。まず1点目、価格と品質が総合的にすぐれた調達により優良な社会資本整備を行うことができる。2点目が、必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができる。3点目が、技術的能力を審査することにより、建設業者の技術的向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献する。4点目が、価格と品質の2つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。5点目としまして、総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能になり、一般競争入札の拡大を進めやすくなることから、透明性の確保が図られ、納税者の理解を促進するというふうになっております。

続きまして、この評価方式には5つの段階、種類がありますので、その方法を説明します。まず、1つ目が高度技術提案型、それから標準型、それから簡易型、これは技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事が対象になるものです。

それから、これから市町村向けの分ですが、市町村向けの簡易型、これが技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事が対象になります。それから特別簡易型、これは技術的な評価以

外の評価項目として、企業の施工能力や配置予定技術者の能力、地域貢献などを評価する方式になっております。

県内の町村レベルでの取り組み状況としましては、22年度分としまして、9月末現在で4団体が試行という形で特別簡易型を実施している状況でございます。ほとんどの町村の団体が施行できてない理由として、一般的に言われている内容としましては、まず1点目が技術職員を含むスタッフの不足、2点目が審査のための外部委員会設置が困難、3点目が総合評価のメリットが少ないというふうになっております。芦屋町としましては、20年4月1日から入札制度の改正に取り組み、21年6月、それから22年4月からも同制度の改正に試行という形で取り組んでおります。このため、こういう入札制度がある程度固定化された時期にあわせて総合評価方式の導入に向け取り組みたいと考えております。

2点目、各手続における最低制限価格及び契約保証金制度、前渡金制度の見直しということなのですが、まず、最低制限価格につきましては、芦屋町の財務規則第88条で、「予定価格の10分の8を下らない範囲内の金額において定めなければならない」と定義づけております。21年の6月1日から改正しまして、以前、実質的、この「10分の8」のところは「10分の7」だったものが、21年6月からは「10分の8を下らない範囲」というふうになっております。現在も施行中でありますので、今後につきましては今年の入札状況、それから近隣市町の動向を踏まえ検討を続けていきたいと考えております。

2点目の契約保証金の件です。契約保証金は、芦屋町財務規則第72条で、契約権者は町と契約を結ぶものに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部または一部を納めさせないことができるというふうになっております。主なものとしまして、まず1つ目ですが、保険会社と町を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券が提出されたとき。2つ目が、政令の規定により定めた資格を有するものと契約を締結する場合において、そのものが過去2カ年の間に国また地方公共団体と種類及び規模を同等以上とする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限り履行証明書の提供をもって免除するという点です。それから3つ目が、随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないことなど全体で15項目にわたって規定されております。

言いかえれば、今段階では50万円以上の契約を結ぶ場合は10分の1以上の現金かそれにかわる保険証券または証明を出す必要があるというふうな制度になっております。この件につきましても、郡内及び近隣市町の動向を踏まえ、23年度の入札制度改正の中で総合的に判断していきたいと考えております。

続きまして、前渡金制度、これはいわゆる前金払いのことだと思っておりますが、これは工事関係契約事務取扱要領第30条の中で規定がありまして、対象は土木建築等に関する工事設計調査測量等で1件の請負金額が1,000万円以上で、かつ工期が60日以上のもので規定しております。関係書類として、公共工事の前払い金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社と保証契約を締結し、提出する必要があります。前金払いの率としましては、契約金額の10分の3以内、前金払いの限度額としましては1契約につき6,000万円、この件につきましても、郡内近隣市町の動向を踏まえ、23年度の入札制度改正の中で総合的に判断したいと考えております。

いずれにしましても、これらの制度は業者の資金繰りに影響するものですから、資金繰りによる経営圧迫等を改善するには効果があるものと認識はしております。23年度からの入札制度改正の中で総合的に判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

件名1の観光施策の第1点目でございますが、先ほどからるる説明がありました。その中で、幾つか取り上げたいと思っておりますが、まず今の観光入り込み客の状況は夏季シーズンに特化しているという話ございました。その前に、年間の入り込み客数はどの程度になっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

約50万人程度が現在入り込み客数として数値が上がっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

約50万人ということでございますが、私が感じるのは、まず釜の里、それから一番多いのはやっぱりアクアシアンのところじゃないかなと思っておりますが、そこらあたりが大きなポイントかと思っております。

そこで、芦屋釜の里の件につきましてちょっと触れさせていただきたいと思いますが、この芦屋釜の里につきましては、観光まちづくりビジョン策定は、平成16年度だったのではないかと思います。このビジョンの策定の中での中心は芦屋釜を中心としたまちづくりを進めていくと

いう内容のものだと思います。この芦屋釜自体がやはりジャパンプランドと言える、それだけの価値があるものが芦屋町にあるわけでございますけれども、それが観光スポットの1つになっているとは言いながら、まだまだすそ野が広がっていないのではないのかなと思います。

そこでお尋ねしますけれども、芦屋釜の里の運営費に毎年3,000万円ほどを繰り出しております。私の知る限りでは、このままでは芦屋釜の里の基金がここ二、三年で底をついてくるんじゃないかと思われませんが、その対策として何か考えられていることがありますか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

芦屋釜の里の基金は、平成7年にできまして、基金額は3億円でした。開園当初は一般財源を充て、それで基金の運用益をそれに充当するという考えで行ってまいりました。しかしながら、平成15年から、町の財政が苦しいとなりまして、元金を取り崩しているのが現状でございます。現時点の残は約7,000万円でございます。芦屋釜の里は確かに単純に収支から見ますとご指摘のとおり赤字でございます。しかし、芦屋釜の里は金銭では評価されない大きな役割を担って建設されております。それは芦屋釜の復興と町民の文化・教養の向上、郷土意識の高揚に寄与することではあります。ただ、ご指摘のとおり、金銭のことを考えますと、最小の経費で最大の効果を上げるために、現在、収入増を図るための努力はいたしております。具体的には観光に対応した施設として広範囲にPRを行い、先ほど観光のお話の中でもありましたように、本年度は宮崎、熊本のほうから旅行会社を通じ60回、約2,000人の方が来られています。これらに対応するために、休館日もあけております。さらには、お土産品なんかオリジナルグッズを含め30種類ぐらい用意いたしまして、お客様のニーズにこたえ、かつ収入増を図っております。

また、ちょっとこれは少しずれるかもしれませんが、学術的にも大変高い評価を得ておりまして、現在、九州国立博物館からも青銅器の復元実験なども依頼を受けているところでございます。

釜の里の収入はそれほど大きなものではございませんけど、一つ一つ努力し、また芦屋町のPRということに関しましては、本当に芦屋釜の里から発信しているんではとないかなと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

確かにこの釜の里というのは、ほんとに芦屋町の文化の継承といえますか、そういう面で非常

に大事なところで、収支バランス、僕はそこだけ言っているわけではありませんが、ただ、やはり基金残高が残り少なくなってきたのでこの辺で考えていく必要もあるかと思っております。そのことを考えると、鋳物師の方の研究努力によってその復元技術が、アップしているというのも聞いておりますが、そういった復元した釜と申しますか、それを素材にしたお土産品と申しますか、そういったものを販売して、少しでも収入の財源に充てていくことが大事なことはないのかなと、私は思います。この点はどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

先ほどお土産品のお話もさせていただきましたけど、現在も、芦屋鋳物のお土産品の試作で、もうじき完成するところでございます。やはり来園者のニーズにこたえると申しましょうか、満足度を高めていきたいと考えております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

では、次にいきます。先ほどの公園整備の話がありました。例えば海浜公園、魚見公園、城山公園、仮称夏井ヶ浜公園といろいろ名前が出ましたけれども、ただそこに公園があるからというだけでは行かないと思います。やはり、本来のそれぞれの公園には特徴と申しますか、魅力あるものがないと町民はむろんのこと来町者の方も足を運ばない。そういうことだと思いますので、家族連れが訪れやすいような環境づくりと申しますか、遊具等を設置するとか、要は公園としての形態をなしていないというのが現実だと思います。そこらあたりについて、これから整備していくということでございますので、期待したいと思います。

私は、観光協会の役割というのは非常に大きなものがあると思います。釜の里が持っている強みと申しますか、それをもう少し生かしていくためには、そこを釜の里だけじゃなくして、先ほどからちょっと説明がありましたように、さまざまな観光資源を組み合わせた観光ルートと申しますか、そういった設定するという話が出ましたが、要は、もう一度ここに新たな観光戦略と申すのを立て直す、そういうことが必要な時期に来ているのではないかと思います。まちづくり課長、もう一度お願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

今言われましたように、確かにいろいろなところに芦屋町の観光、点在しております。ただ、

それが線で結ばれていない。それはなぜかといいますと、今の観光のニーズといいますのは、見て楽しむということと、学んで楽しむ、体験して楽しむ、いろんな観光の対応がございます。それで、まだそういうようなものが整備されていない。ただ来て、そこを見て帰るということに特化しております。今後は、観光協会と連携を図りながら、そういうふうなルート設計といいますか、特に21年の3月からレンタサイクルが観光協会のほうで始められております。今、レンタサイクルを利用して、伺っているのが、岡垣方面だけでございます。それを何とか芦屋のほうに引っ張ってこれないだろうかということで、観光協会と調整をしながら、レンタサイクルによる観光マップといいますか、時間なり距離なり、そういうものをセッティングしたマップづくりをやろうと。その中で芦屋町のほうに足を運んでいただこうということも計画しております。

今後は、先ほどご指摘がありましたように、やはりそれぞれのいいところを、特化した部分じゃなくて組み合わせながら観光施策を図っていき、また利用客の増につなげていければと思っております。

それとあわせて、はまゆう観光道路、特にあそこは観光道路の中でも景観も大変よろしゅうございます。来年は待望の、仮称ですけれども、夏井ヶ浜公園の整備を行います。あそこ、私も実際行ってみましたけれども、芦屋町の中で一番展望がいい、地球がほんとに丸く見えるといいますか、海岸線が丸く見えて、ほんとに地球は丸いんだなという実感を味わってきております。そういうふうなものをやはり芦屋を訪れた方々に体験させていければということで、そのようなものも結んだ中での観光施策を今後は図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

次、2点目に移ります。先ほどからの話とちょっと重複する部分がありますが、観光施策で大事なことは、我が町を年間を通して訪れる方々を誘引することが一番大事だと思っております。その中で、やっぱり芦屋町は海と川というのが、そういった地理的環境にも恵まれております。そこで、柏原から芦屋海岸までの整備充実による活性化策が非常に重要な要素であると考えますので、この海岸線の件について移らさせていただきますが、まず1点目、平成18年度からだと思っておりますが、検討されておりました芦屋海岸の飛砂対策の現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

芦屋海岸の飛砂対策につきましては、福岡県が中心となって、里浜事業というものを計画して

おります。今、辻本議員がおっしゃいましたように、平成18年度から取り組みが始まっております。里浜事業については、飛砂を防止するために海岸に3万本以上の松を植林し育成するという膨大な計画でございます。これは、先ほども申しましたように、18年から19年に地域の方々、それから各種団体の皆さんに参加していただいて、まずワークショップ、こういったものをつくっていかうということでワークショップが開催され、6回ほど開催されております。それから、翌20年度には福岡県の当時の県土木事務所、今は県道整備事務所と言われるところなんですけれども、それと学識経験者、国土交通省の職員、それから芦屋町が参加して、3回の技術検討委員会というものが開催されております。それから、21年の3月には、技術検討委員会の結果を受けて、植林の育成や松の育成、それから管理を研究する実行委員会が、これも地域の方も参加されております。2回開催されておりますが、その後中断しているというのが現状でございます。

そこで、福岡県としては何とか22年度中に第3回目の実行委員会を引き続き開催し、里浜の整備、維持管理、利活用を踏まえた組織づくり、仕組みづくりを検討することとしておりますという状況でございます。そのため、今後、町に対しては、この里浜づくりの実施に向けた調整が行われてくるものと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

今朝も犬の散歩で海岸を歩きましたが、すごく砂が飛んできている状況です。冬場はすごく砂が堆積するわけで、その堆積した砂が幸町、白浜、西浜地域にどんとどんと飛んでくるわけです。このことはご存じだと思いますので、先ほどからの里浜づくりといたしますか、そういった早期実現を働きかけていただきたい。これ要望しておきます。

次に、望海団地から海側の緑地帯を含む、先ほど芦屋港湾地域につきまして話がありました県有地の件です。この用地の広さは何平米ぐらいあるんですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

芦屋港湾の用地につきましては、陸地側になるんですけど、まず野積み場と言われるところが、8カ所ございます。1号から8カ所ございます。これおのおのございますけれども、合計すれば5万7,945平米、約1万7,600坪ございます。いわゆる港の何も置いてないというか、今置いてない平べったいところなんですけれども、そこが野積み場と言われるところなんですけれ

ども、ここが約1万7,600坪。それと、港湾の望海団地側のほうに緑地がございます。3カ所、A、B、Cってございますけれども、これが合わせて2万4,000平米、約7,200坪ございます。背後地合計しますと8万1,945平米、約2万4,831坪の広さがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

なぜこのことをお尋ねしたかといいますと、先ほどから申しておりますが、柏原から芦屋の海岸というのが、芦屋の町の特性を生かした観光のルートといいますか観光施策として有効に活用できるんじゃないかと思っているからでございます。要は、その中でちょうど中心的位置にこの港湾地域があります。私は、地産地消といいますか、芦屋町には非常にレベルの高い農産物もあると聞いておりますし、漁業も当然あるわけでございますので、そういった第1次産業を機軸にして発展していく可能性をまだ秘めている、そういう地区になり得るという思いがあるからでございます。

そこで、町長にお尋ねしますが、芦屋橋が開通しました。山鹿側の海岸線の水辺整備事業が動いてくると思いますし、山鹿の梅林公園からなみかけ大橋を越えてマリンテラスの方向に、魚見公園に行く道路も整備をされていることにつきましては承知しております。こういった整備計画とあわせて、先ほどから言っております芦屋のブランドといいますか、そういったものをつくることによって来場者に対するオールシーズン化を図ることができるんじゃないかと思いますが、その中で官と民との連携という言葉があります。町長が常々言ってあります町民との協働のまちづくりにはこういった取り組みが必要ではないかと思いますが、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

お答えさせていただきます。

先ほど来より、辻本議員ご質問が全般にわたってあったわけでございますが、私が目指しておるもの、指示して取り組んでおるものというものが今まさに質問をいただきました。今まではつながっていない。芦屋町のそこでとまってしまうということで、いわゆる流動性というか、ということをお観点におきまして、いろんな国、県にお願いしたり施策をやっておるわけございまして、今言われましたように、まず第1にやったのが魚見公園の分断されたところでございます。長年あそこが、魚見公園がなみかけ大橋を渡って、何か横断歩道みたいな形で長年放置されてお

りましたので、あそこを県にお願いして、あれを渡って魚見公園、芦屋釜の里、それから下において洞山海岸、狩尾岬等々、おいでになられた方が散策していただけるように、それと梅林公園とをつないでいくというように、つなぐということではほぼ大体計画どおりにしております。それから、洞山につきましても、洞山地区を今度は観光施設と漁業施設に振り分けて区別する。そして洞山地区におきましては、今構想でございますが、魚釣り公園等々の構想も持っておるわけでありまして。

それで、あと一番大事なのが、先ほど来ご質問がっておりますように、芦屋海岸でございます。これをきっちりやりますとほぼ芦屋の海岸地域の観光としての基本ができるのではないかと考えております。ただし、今お話がありましたように、あそこは国と県との絡みがいろいろございます。一生懸命今お願いしております。背後地の問題でもそうでございます。それから飛砂対策、砂の問題でもそうでございます。今、港についてはレジャー港として認めてほしいとお願いしております。それから、背後地のあの広大な土地につきましても、無償で借り受けできないかというお願いをいたしております。飛砂の問題につきましても、またこの里浜事業という形の中で事業を行おうとしております。そして、岡垣の町長と、これはあそこの三里松原、岡垣と芦屋の浜、サイクリング道路ができておりますので、この一帯間、岡垣町と共同してその辺の砂浜を生かした観光客を誘致ができないかということで、今度ゆっくり話をしようということになっております。

もろもろそういうように、行政とすれば、行政ができる、いわゆる土台づくりというものをやっておるわけでございます。あとの出番は、やはり商工会であり、観光協会であろうかと思うわけでございます。いわゆる官がやることは十分今やっておるわけでございます。あとは民活、商工会なりが企画を出す、観光協会から企画を出す。どういう企画、あとはもう企画力の問題だと思っております。ということで、それを生かして、しっかり特産品だとかいうこともアイデアを出してやっていただきたいなと思っております。

残念なことに、今遠賀郡4町を比較してみますと、何か芦屋が一番元気がない。特産品にしてもあの観光と余り縁のないような水巻も一生懸命頑張っております。でかにんにくだとか、それからコスモス祭りとか。それから、遠賀、岡垣につきましてもいろんな焼酎だとか米麺だとか、いろんな形の中で、つい先日は芦屋の海岸、波津の海岸でツリーですか、イルミネーションか、そういうようなことも、これはすべて町はあくまでもバックアップ、協力するという姿勢でしかできません。いかにしてそういう方たちが行動していただけるのかということだけをただただお待ちするだけでございます。行政として私が申し上げましたように、十分その整備は整って、今からどんどん整っていくと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

最後に、観光協会や商工会に町長は何を求めますかということを知ろうと思っていたら先に言われましたのでわかりましたが、芦屋のブランドというのを、町長の話にも出ました特産品が必要だと思います。そのためにはやっぱり農業、漁業、飲食業を含めて、関係者による協議会を一つ立ち上げて、実務者による組織を立ち上げて取り組むのが一步前進するんじゃないかなと思います。これについては行政は担当課であります地域まちづくり課のほうでだれかが誘導していかないけれども、その協議会設置についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

私も常々からよく電話で、芦屋町に何かうまいものがありますかと、芦屋町の名物は何ですかという問い合わせがあります。残念なことに、芦屋はこんなものがありますよというお答えがなかなかできない。ただ、乾物ものといいますが、ヒジキとかワカメとかそういうものはありますけれども、ただ来て召し上がっていただくというのがなかなか難しいような現状です。

それで、今回、来年度120周年を迎えます。それで、120周年を契機に、現在地域づくり課としてはこういうふうなうまいものといいますが、物産、そういうふうなものをちょっと開発していこうということで、120周年の事業計画に計上させていただいております。これは農業団体、漁業団体、商工会、婦人会、そういうようなもろもろの団体に声をかけながら一つのブランドをつくっていければということで立ち上げたものでございます。来年にそれをやっていきたいと思っておりますので、ご期待をしていただければと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

この件については、ぜひ早期実現をするように期待しております。

次に、件名2の第1点目について2回目の質問をさせていただきます。

総合評価制度につきましては、先ほどから、柴田課長のほうから説明を受けまして、これは芦屋町に導入するのはちょっと今のところ難しいかなというふうに思っておりますので、この件についてはわかりました。

では、その中でも少し触られたと思いますが、地域貢献度の高い地元の企業が受注しやすいと

いいですか、言葉は悪いですけど、そういう環境づくりに取り組んでいる自治体もあるというふうに聞いております。例えば、今年の大雨のとき、私も消防団員ですが、そのとき感じたのは、消防団員は一生懸命やっていますが、ここでそういった支援者があつたらいいがなと思う部分も幾つもありました。そういうことを考えたときに、やはりそういった災害発生時に即対応できる建設業者の方々に評価制度と申しますか、中にプラスするということをするによって、一方では、地場の事業者の育成の視点からも必要な点ではなかろうかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

先ほど、評価方式の中でもいろんな5つのパターンがあるということで、特別簡易型というのが今県内の町村で施行されているレベルなんですけど、今辻本議員が言われました地域貢献、それからそういう防災の状況、このあたりは評価、通常こういう評価方式のときには基本的な加算式という評価制度がありまして、地域貢献度については当然評価に値するというのがこの特別簡易型の評価です。ちなみに、一般的に今使われている内容でいきますと、そういう防災活動において防災協定を結んでいるか否か、それから消防団員を雇用しているかどうかだとか、あとボランティア活動にどれだけ参加しているかとか、またその町の独自の取り組みがいろいろあります。男女共同参画に取り組んでいたり、そういう中で組織の中に女性の役職を登用しているかだとか、育児休業を会社の中でちゃんとルール化して対応しているかだとか、障がい者の雇用はちゃんとしているかとか、そういうのを含めて地域貢献度、その他の項目として特別簡易型の中で実施するというのが実際取り組まれている団体の中身を聞くと、そういうことでの貢献度点数に反映しているという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

それが特別型というやつですね。ぜひ芦屋町も導入について考えていただきたいと思います。

その中で、災害型の防災協定を結ぶということに賛成でございますが、これについては、行政から呼びかけして参加希望者を募るのかどうか、その点はどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

防災協定ですよ。詳しく防災協定につきましては、いわゆる災害時の対応策として総合的に

どういう対応をしたらいいかということで、総務課あたりとそのあたりはまだちょっと協議しないと何とも言えません。当然、防災協定を結ぶべきだとは思っております。今の状況でいきますと、災害等が起こっても、例えば遠賀川の水害の影響でごみがたまって、あしたごみをとってくれという状況にあっても、今の制度の中では業者を選定して、事業量を把握して、設計書をつくって入札というふうな手法を踏まないといけない状況です。これは大変タイムラグがありまして、現場はそういうことを言えません。そういうことも踏まえまして、防災協定を結ぶことでその辺がスムーズにいくということは大変重要なことと考えていますので、今後そういうことは進めるように努力したいと思っております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

この件については非常に大事な部分だと思いますので、早急にその体制をとっていただきたいと思えます。

次に、件名2、2点目につきましてでございますが、建設業における最低制限価格の見直しについてでございます。先ほどから話がありますが、ほんとにこの芦屋町は70%から80%、この経済対策の中で一環で取り組んで改正していただきましたけれども、まだまだ県では建築87%とか、結構高い数値を基準にしているところもあります。

ただ、私が申し上げたいのは、土木と建築、設備とかいろいろありますけれども、それぞれの中で一律というのは発注頻度とかそういった工事原価といえますか、そこを考えたときには、一律というのはちょっとおかしいんじゃないかと私は思います。その点はどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そのあたりも踏まえまして、今後の精査の対象にしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

では、町長にお尋ねさせていただきます。

現在の入札制度は、先ほどから話していますように、最低価格を談合事件から受けて事前公表という方式に変更されています。その中で今80%というようにやっていただいておりますが、まだまだ依然として厳しい経営環境にある建設業の育成を図るために、さらなる緊急経済対策として、一定期限を決めて結構でございますが、現行の80%から85%程度に引き

上げるということによって景気対策、雇用対策という面からの施策にもなるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

辻本議員もご存じのように、芦屋町、そこに談合事件があっておりまして、非常に関係者、芦屋町特に注目されておるわけでございます。その中にありまして、先ほど課長が述べましたように、毎年のように結局70から80とか、いろんな金額も上げて試行をしているという状況でございます。

まだまだこういう状況でございますので、議員が言われたように、来年度に向けて、いわゆる総合評価方式だとかいろんな部分について根本的に精査して、できる限りいろんな資料を取り寄せまして、ずっと85に固定できるかどうかとかいうことはわかりませんが、そのような形で努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

この件につきましては非常に難しいといえますか、いろんな考え方があろうと思いますが、こういった経済状況下で非常に悪い時期だということを念頭において協議を進めていただきたいと思います。

次の契約保証金制度の見直しと工事着手前の前渡金制度についてでございますが、契約保証金制度につきましては、極端な言い方をしますと10%ですから200万の10%と1,000万の10%では金額には大きく差があるということがまず1つ。それから、前渡金制度につきましては、契約金額1,000万円以上になっています。ところが、今の工事の状況からすれば、1,000万というのはそんなにいっぱい出ているわけじゃないと思いますので、他町の例もありますけれども、500万とか300万とか、そういった落札金額、契約金額においても10%で構いませんけれども、1,000万以上というのを改正をしていただければ。先ほどちょっと話もありましたように、工事を受けて、資材を購入し人件費を払い、一方では払うわけですから、今度は工事が終わった。工事完了の手續に時間がある程度、4カ月、6カ月かかるわけですから、その後しかお金が入ってこない。ということは、業者からすれば資金繰りが非常に困難な状況になってくる。ということから、先ほど資金繰りに効果があるのでこれは考えたいということでございますので、ぜひ改正のほうを検討していただきたいと思います。

それから、建設工事におきまして、施工管理基準というのがあると思いますが、これは工事完成書類を提出する際に、担当者によって提出するのが異なっているということで、管理基準の統一化を図ってほしいという要望もありました。この芦屋町の施工管理基準はどのようになっているんですか。

○議長 横尾 武志君

都市計画課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

工事につきましては土木工事、建築工事等がございます。まず、土木工事につきましては、福岡県土整備部が発行しております土木工事施行管理手引きというものに準じて芦屋町も実際行っています。今言われますように、書類等につきましては、個人個人でというお話が今ありましたが、基本的にはこの手引きに基づきまして関係書類を提出させているというのが現状でございます。

それと、建築工事につきましては、国レベルで言う国交省の監修をもとにしました建築工事管理指針というものがございますので、それに準じた形で検査等を行っているのが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

そういった実態が私よくわかりませんが、そういった声があるということは事実でしょうから、県のマニュアルを基準にしてやるならそれでやってもらいたいと思います。県の考え方は、要は、書類の提出は簡素化というのが原則だそうでございますので、そこらあたり踏まえて、再度内部検討してもらいたいと思います。

時間が参りましたので、私の質問はこれをもって終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。